

業務指示書

ルワンダ国第三次変電及び配電網整備計画協力準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月22日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月27日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：送変電設備に係るO/D, B/D, D/D, S/V

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／送配電計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：送配電計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 変電設備】

- 1) 類似業務の経験：変電設備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2017年3月3日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

(1) 旅費（航空賃）

(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(5) その他（以下に記載の経費）

(1) 地形調査

(2) 地質調査

(3) ルート調査

(4) 環境社会配慮

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(RWF1 = 0.140430 円 , US\$1 = 115.144 円 , EUR1 = 123.185 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 實施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オーディオ機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／送配電計画
変電設備

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.14 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年3月21日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ルワンダ国第三次変電及び配電網整備計画協力準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／送配電計画	(40.00)	(18.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	9.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 変電設備	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ルワンダは、2004年に生じた深刻な電力不足後、発電電力量は増加し安定しつつあるものの、2016年の発電設備容量は160MW、電化率は全国平均24.5%と依然として低水準な状態である。また、近年の年率8%程度の経済成長を背景に、電力需要も年率10%以上のペースで増加している。

キガリ市は、同国内の全電力消費量の64%を占め、電力需要も増加しているが、それに対応するための変電・配電設備への投資が十分ではない。そのため、キガリ市内の主要変電所が過負荷状態に陥っており、かつ、2014年の送電ロスは23%となっている。不安定な電力供給が、経済活動及び人々の生活向上に大きな支障を来たしていることから、キガリ市内の配電網の整備及び変電所の容量増強が急務である。

同国政府は上述の状況に対応するため、「第二次経済開発貧困削減戦略」及び「エネルギーセクター戦略計画(2013-2018)」の中で、①発電設備の増強、②電化率の向上を重要な目標としている。また、変電・配電設備の整備計画については、「第二次電力アクセス展開プログラム(2011-2017)」(Electricity Access Roll-out Program Phase 2。以下、「EARP-2」という。)が策定されており、第三次変電及び配電網整備計画(以下、「本事業」という。)はEARP-2の中に位置付けられている。

JICAは対ルワンダ共和国事業展開計画の中で、「経済基盤整備」を重点分野と設定し、民間活力の向上を伴う持続的な経済成長の基礎構築を支援しており、電力セクターに対しては、電力供給の安定化および電化率の向上を目的とした無償資金協力「変電及び配電整備計画」(2010年)、「第二次変電及び配電網整備計画」(2016年~2018年)、電力公社の研修体制の強化および運転維持管理能力向上を目的とした技術協力プロジェクト「効率的な電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト」(2010年~2014年)や、地熱開発計画を含む電力開発計画の策定支援を目的とした技術協力プロジェクト「持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト」(2013年~2016年)を実施してきた。これらの取り組みおよびEUの支援により、キガリ市一帯における未改修の変電設備はガソギ変電所のみを残すところとなった。

上記の状況を踏まえ、本事業に係る支援として、①ガソギ変電所(既設)の改修および拡張(建屋、変電設備の基礎工事)、②変圧器、ガス遮断器、配電線等の整備を我が国政府に対し要請した。このことを踏まえ、JICAは関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

2. 事業の概要

(1) 事業目標:

キガリ市において電力供給に係る安定性・効率性を改善する。

(2) 事業の成果:

キガリ市において、変電・配電設備の整備・拡充が行われる。

(3) 我が国への要請内容：

1) 施設、機材等の内容

【施設】ガソギ変電所（既設）の改修及び拡張（建屋、変電設備の基礎工事）等

【機材】変圧器（110kV/15kV）、ガス遮断機、配電線等

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工監理等。ソフトコンポーネントの要否については、協力準備調査により確認。

(4) 対象地域（サイト）

ルワンダ国 キガリ市

(5) 関係官庁・機関

責任官庁：インフラ省（Ministry of Infrastructure）

実施機関：ルワンダエネルギーグループ（REG : Rwanda Energy Group）

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的および内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ルワンダ政府から要請のあった「第三次変電及び配電網整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がルワンダ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分 JICA と協議する。

なお、特に以下の段階においては、JICA が開催する会議に参加し、JICA 及び日本側関係者と内容を確認する。

1) 現地調査前

既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、JICA 及び日本側関係者と方針を確認する。

2) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を JICA 及び日本側関係者と協議、確認する。

3) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を JICA 及び日本側関係者と確認する。

(3) 既存資料の活用

本事業の必要性・妥当性の検証等に当たっては、JICA が実施した「持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト」の情報および「第二次変電及び配電網整備計画」、その他の関連案件の調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。

(4) 実施機関および協力機関との協力体制の構築

ルワンダの電力部門はルワンダエネルギーグループ (Rwanda Energy Group:以下、「REG」という。) が担っており、その傘下に、発電、送電、変電部門の開発を行うエネルギー開発公社 (Electrical Development Corporation Limited:以下、「EDCL」という。) と配電網の運用管理を行うエネルギー運用会社 (Electrical Utility Corporation Limited:以下、「EUCL」という。) が組織されている。実施機関である REG に加え、EDCL 及び EUCL も重要な関係機関となるため、十分な参画を確保した協力体制を構築、調整を行いつつ業務を進める。

(5) 対象コンポーネントの検討

本事業の対象コンポーネントについて、事業効果や既存計画との整合性の観点から投入に過不足がないか確認を行う。本業務において優先順位付けを行うこととする。なお、スコープの切り分け有無およびその区分については、第1次現地調査期間中に JICA よりコンサルタントに指示するものとし、コンサルタントはその指示を踏まえ、選定スコープに対する概略設計・積算を行う。

(6) 電力セクターの現状を踏まえた技術的検討

1) 主要機材のスペック

日本と比較して電力設備の運転環境が厳しい点を踏まえ、ルワンダ側が標準としている機材の技術仕様を精査した上で、現在の基幹系統規模、構成、周辺環境、メンテナンス体制に適合した主要機材の技術仕様を提案する。スペアパーツ・消耗品がある場合は、本事業に含めることを検討する。

2) 系統解析

「第二次変電及び配電網整備計画」で実施した潮流解析結果を踏まえ、更に短絡電流が大きくなることも想定し、遮断器等主要機材の短絡容量を設定する。

3) 保護協調

ルワンダにおける変電所は保護協調上の問題を抱えている場合が少なくないことから、本業務では、計画対象変電所のみならず、必要に応じて上位もしくは下位変電所の继電器の整定値を変更提案し、当該変電所の保護協調を計画する。

4) 系統力率

キガリ市内の基幹系統では、系統力率が低い状態で運用されており、送電口スの増大や高位タップ運転による変圧器への負担等の問題が生じている可能性があるため、本業務では適切な力率補償設備を計画する。

5) 拡張性の確保

今後のキガリ市内の需要増加を見据え、本事業終了後の拡張の可能性についても検討し、適切な機材仕様およびレイアウトを検討する。

(7) 環境社会配慮

本事業実施に際して、変電所の拡張に伴い非自発的住民移転が発生する可能性があるものの、大規模な移転には至らないことから、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)（以下、JICA環境ガイドライン）上、カテゴリーBと位置づけられる。また、用地取得が必要となった際には、土地所有者への十分な周知を行う等の対応が必要となるので留意すること。本業務ではJICA環境ガイドラインに準拠し、環境社会への著しい影響を回避するような事業計画を立案する。また、ルワンダ国法令に準拠すると、変電所の建設時に環境影響評価(EIA)の実施が求められる可能性があることから、ルワンダ側による円滑な実施のフォローとスケジュール調整等に留意すること。

(8) 配電線ルートの確認

ガソギ変電所に接続する配電線が本事業のコンポーネントに含まれている。変電所の候補サイトは確定しているものの、配電線のルートは現時点で確定していない。そのため、第1次現地調査における現地視察及びルワンダ側との協議に基づき、候補ルートを選定する。なお、候補ルート選定にあたっては、用地取得の有無、住民移転の与える影響等を考慮する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書および関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートおよび質問票の案を作成し、派遣前会議等でJICAに説明の上、最終化する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（3）事業の背景・経緯・目的・内容等の確認

- 1) 要請内容の範囲、内容等について先方の意向を確認する。
- 2) 「Vision2020」、「経済開発貧困削減戦略」、「電力開発戦略」、「エネルギーセクター戦略計画（2013-2018）」等の関連政策、計画、プログラムの実施状況を確認し、ルワンダの電力セクターの上位計画および本事業の位置づけについて再確認する。
- 3) 要請内容を無償資金協力で実施するに当たっての必要性、緊急性を検証・分析する。
- 4) 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特に世銀、アフリカ開発銀行、EU、ベルギーによる電力セクターに係る支援実施状況、今後の予定について確認し、本事業の施工時期、設計範囲等について重複を避けるように調整する。

（4）事業の実施体制の確認

- 1) 実施機関の事業実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力および財務状況等を調査する。
- 2) 既存変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- 3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

（5）サイト状況（自然条件等）調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を実施し、施設計画、施工計画に反映させる。なお、これらの調査については現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 地形調査：傾斜地に予定されている変電所用地（80m×100m）の地盤高を含む敷地測量
- 2) 地質調査：変電所2箇所、15kV配電線6箇所における以下の調査
 - ・ボーリング調査
 - ・標準貫入試験
 - ・室内試験等
- 3) ルート調査：15kV配電線2ルート、1ルート10km、合計20kmの中心測量、縦断測量、平面測量

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

（6）事業内容の計画策定

上記調査およびJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（以下、「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認をとることとする。設計総括表作成に当たっては、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報（資材単価や労務費等）の収集、検討・分析、結果の整理を行う。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。また、今後の開発計画を踏まえつつ、潮流計算等の系統解析（先方が実施した解析結果の見直しを含む）を通して、対象候補コンポーネントを実施した場合のキガリ市内の系統への影響も見極めたうえで、本業務最終段階で実施する優先順位づけに反映することとする。

2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

【施設計画】

- ・配電線新設に際し使用可能なルートを、用地取得の有無、住民移転等を踏まえ確定する。
- ・建屋については、機材計画に基づき、変電施設等の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。また、サイトクリアランスの状況（地中構造物、障害物の有無等を含む）について確認する。

【機材計画】

- ・現在および将来の電力需給状況を調査の上、妥当な仕様を検討する。
- ・実施機関の設備・機材の使用実績および整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。
- ・協力対象となる既存変電所について、事故歴、施設・機材への影響度、事故発生原因等を確認し、必要に応じて計画への反映、若しくは先方への提言を行う。

3) 概略設計図

4) 施工・据付計画

- ・施工・据付方針
- ・施工・据付上の留意事項
- ・施工・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・施工・据付監理計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程

5) ソフトコンポーネント計画

本事業で調達する機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント支援の必要性について検討する。ソフトコンポーネント支

援の実施に必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン(2010年10月版)を参照のこと。

(7) 環境社会配慮

1) 主要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成

JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

なお、主な調査項目は以下のとおり。

- ・ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、および経済社会状況等）の確認
- ・相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ① 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関する法令や基準等
 - ② JICA環境ガイドラインとの整合性
 - ③ 関係機関の役割
- ・スコーピング（事業を実施するに当たって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ・影響の予測
- ・影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ・緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ・環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）の検討
- ・ステークホルダーミーティング開催の要否を確認し、開催が求められる場合には、ステークホルダーミーティングの開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）を行う。

2) 住民移転計画案の作成

本事業の実施により非自発的住民移転が発生する場合は、JICA環境ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成支援を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下の通り。また、簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAに提出する。

- ・用地取得・住民移転の必要性
- ・事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ・事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果

- ・損失資産の補償、および生活再建対策の受給権者要件
- ・再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ・生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ・苦情処理を担う組織の権限、および苦情処理手続き
- ・住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、およびその責務
- ・損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ・費用と財源
- ・実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ・初期設計、および生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

なお、環境社会配慮に係る調査は現地再委託にて実施することを認める。

(8) 相手国負担事項

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(9) 事業の維持管理計画

ルワンダ側が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(10) 対象候補コンポーネントの優先順位づけ

対象コンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討なら

びにルワンダ側との調整を行う。

- ・各地域における需要予測の再確認と各コンポーネントの裨益効果
- ・他援助国・援助機関（世銀、ベルギー、EU、アフリカ開発銀行）による支援計画との整合性
- ・各コンポーネントの事業費
- ・必要な許認可と所要期間の確認
- ・系統安定化への貢献度

(11) 事業の概略事業費

事業およびその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

機材については入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2016年4月）を参照して積算を行う。

2) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。

- ・経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ・工事量変動にかかるリスク
- ・自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- ・現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ・治安状況にかかるリスク

(12) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイドライン」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイドライン」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ルワンダでの最近の既往調査報告書等やJICA事務所からルワンダでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドラインの安全施工技術指針及び収集したルワンダの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりルワンダの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてルワンダで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICAルワンダ事務所にて蓄積し

ていくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA ルワンダ事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA ルワンダ事務所に報告を行う。

(13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(14) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的效果、②定性的効果に分類して評価し、定量的效果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標の候補として、①供給電力量(kWh)②裨益対象世帯・施設数、③設備容量、④停電時間・頻度、等を想定している。

(15) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(16) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）および機材仕様書（案）をルワンダ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(17) 準備調査報告書等の作成

ルワンダ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 機材仕様書
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report の初版）

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

	レポート名	提出時期	部数など
(1)	業務計画書 ^(注1)	契約締結日から起算して 10営業日以内(2017年4月)	和文3部
(2)	インセプション・レポート ^(注2)	第1次現地調査前 (2017年4月)	英文25部
(3)	現地調査結果概要 ^(注2)	第1次現地調査後 (2017年5月)	和文10部
(4)	準備調査報告書(案) ^(注2)	国内解析後 (2017年10月)	和文10部 英文25部
(5)	概略事業費(無償)積算 内訳書 ^(注3)	第2次現地調査後 (2017年12月上旬)	和文2部
(6)	機材仕様書	第2次現地調査後 (2017年12月上旬)	和文3部 英文4部
(7)	概要資料 ^{(注2)(注4)}	第2次現地調査後 (2017年12月上旬)	和文1部 CD-R1枚
(8)	準備調査報告書 ^{(注2)(注4)(注5)}	2018年1月	和文(簡易製本版) 和文(製本版)8部 CD-R1枚
(9)	デジタル画像集 ^(注6)	2018年1月	CD-R1枚
(10)	進捗報告書の初版	2018年1月	英文1部
(11)	会議記録 ^(注7)	各会議日から起算して 3営業日以内	電子データ

報告書等全体を通じて、固有名詞、擁護、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成に当たっては、その表現ブリに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)に従うこと。準備調査報告書(製本版)を除き、簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注1) 契約書約款第2条第1項および共通仕様書第6条で規定のとおり。

注2) 無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月改訂版)に従うこと。

注3) 設計・積算マニュアル(補完編・機材編(2016年4月)含む)に従うこと。

注4) 概要資料、準備調査報告書には設計図および完成予想図並びに測量成果等を含む。

注5) 準備調査報告書(和文: 製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文: 簡易製本版)を作成する。

注6) デジタル画像40枚程度を想定している。

注7) 派遣前会議・報告会等の国内会議、現地協議等を想定している。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2017年4月中旬より第1次現地調査を行い、帰国後、国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い2017年11月上旬に第2次現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2017年12月上旬までに概要資料、2018年1月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約17.45M/M

(2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成は下記のとおり想定しているが、業務内容および業務工程を考慮の上、担当分野の変更、統合、分割がある場合、理由を付して、プロポーザルで提案すること。

- 1) 業務主任／送配電計画（2号）
- 2) 変電設備（3号）
- 3) 系統解析／保護制御
- 4) 送配電設備¹
- 5) 機材計画／積算
- 6) 施設設計／積算
- 7) 環境社会配慮

3. 参考資料

配布資料：

- (1) 無償資金協力要請書
- (2) Energy Sector Strategic Plan (2013-2018)
- (3) Law No. 21.2011 of 23.03.2011 governing Electricity in Rwanda
- (4) Rural Electrification Strategy (2016)
- (5) Rwanda Electrical Network Map (2014)
- (6) Rwanda Energy Policy (REP) (2015)
- (7) EWSA Review of Grid Strengthening Projects for 2014-2018_V5

公開資料：

- (1) ルワンダ国 首都圏及び主要都市配電施設整備計画準備調査（その2）協力準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255773.html>
- (2) ルワンダ国 持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト
本紙：
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026423.html>

¹ 拡張する変電所への引き込みにあたって、送電に係る知見が必要となることが考えられる。

別添資料・収集資料リスト：

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026424.html>

(3) ルワンダ国 第二次変電及び配電網整備計画

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026005.html>

(4) ルワンダ国 Vision 2020

<http://faolex.fao.org/docs/pdf/rwa149721.pdf>

(5) ルワンダ国 Economic Development and Poverty Reduction Strategy
(2013-2018)

<https://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2013/cr13360.pdf>

4. JICAからの参加団員

第1次および第2次現地調査にはJICAから総括と計画管理の調査団参加を予定している(各10日程度を目途)。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

(1) 第1次現地調査

相手国関係機関との協議および現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。なお、JICAからの参団は、第1次現地調査の開始時期を想定している。

(2) 第2次現地調査

準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

(1) 地形調査

(2) 地質調査

(3) ルート調査

(4) 環境社会配慮

(1)～(3)の調査仕様については「第2 業務の目的・内容に関する事項」－「6. 業務の内容」－「(5) サイト状況(自然条件等)調査」を参照のこと。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

なお、上記(1)～(4)の経費は別見積で計上すること。

現地再委託の調査仕様については案件が進む中で契約変更することもある。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計および施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月版）」の様式－4を準用した表を添付する。

（2）業務主任の同行

現地調査に関し、業務主任は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（3）安全への配慮

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち、渡航予定の業務従事者全員について外務省「たびレジ」に登録すること。

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドランス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上